# 手続きをされる皆様へ

# 災害時協力井戸の登録申請をされる皆様にお知らせいたします。

この制度は、皆様のご協力により、災害等で水道水の給水が止まった時などに、井戸水 を無償で提供いただき、地域の方々の生活用水(トイレ、洗濯、掃除などに使用する水) を確保する制度です。

登録の手続きにあたって以下をご確認ください。

### 1. 登録できる井戸

次のすべてに該当する井戸が登録できます。

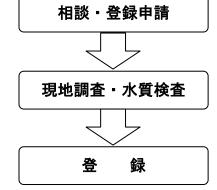
- ・災害時に無償で井戸水を提供できる。※使用料、電気料金等のお支払いは出来ません。
- ・現在井戸として使用している。
- 井戸水をくみ上げることのできるポンプ又はつるべ等がある。
- ・井戸水の色、臭い、にごり等が、生活用水としての使用に不適切でない。
- ・井戸水を利用するうえで安全な形態(転落する危険性等がない状態)である。
- ・災害時に、井戸の所在地、所有者名などの必要事項を公開することに同意できる。

# 2. 水質検査

希望者には井戸水の水質検査を無料で実施します。ただし、次の場合には検査できません。

- ・過去一年以内に水質検査を実施している場合
- 事業用井戸で法令等により定期的に水質検査を実施している場合
- 本制度を使い、過去に水質検査を実施している場合

# 3. 登録までの流れ



※お問い合わせ先へ、相談・申請してください。

※担当者が井戸の状況を確認に伺います。

※県から登録証・井戸標識(看板)が送付されます。 (検査を実施した場合は水質検査書も届きます。)

### 4. 情報公開

登録した場合、次のとおり情報が公開されます。

〇平常時

お住まいの自治会に、井戸所在地、所有者名を提供します(同意者のみ)。

〇平常時・災害発生時つうじて

県ホームページで、井戸所在地を広域地図により公開します(同意者のみ)。

〇災害発生時

被災者に、井戸所在地、所有者名及び必要事項を公開します (全ての登録者)。

## 【公開場所】

市(本庁舎、各総合支所)

県(水・大気環境課、東部生活環境事務所、各総合事務所)

※窓口での閲覧及び電話での問い合わせ。

## 5. 登録後のお願い事項

#### 〇平常時

- ・井戸及び井戸周辺を清潔な状態に保つよう努めてください。
- ・次の場合はお問い合わせ先にご連絡ください。
- (1) 井戸所有者など登録内容が変更となった場合
- (2) 登録を解除したい場合
- (3) 登録証又は井戸標識を紛失された場合

#### 〇災害発生時

- ・協力できる範囲で井戸を開放し、被災者に生活用水として提供してください。
  - ※生活用水とは、トイレ、洗濯、掃除などに使用する水です。
  - ※飲用として提供しないでください。
- ・井戸の開放は自主的に行ってください。
  - ※県や市役所から開放のお願いの連絡をする場合があります。
- ・井戸開放時は、<u>井戸標識(看板)を掲示</u>してください。
- ・井戸水の公平な提供に配慮してください。
- ・井戸が使用できない場合には、登録標識を掲げず、問い合わせ先へご連絡ください。

#### 【お問い合わせ先】

鳥取市役所 総務部防災調整監危機管理課 電 国府町総合支所地域振興課 電 福部町総合支所地域振興課 電 河原町総合支所地域振興課 電 用瀬町総合支所地域振興課 電 佐治町総合支所地域振興課 電 気高町総合支所地域振興課 電 駅野町総合支所地域振興課 電

青谷町総合支所地域振興課 鳥 取 県 生活環境部水・大気環境課 電話 (0857) 20-3118 電話 (0857) 39-0555

電話 (0857) 75-2811

電話 (0858) 26-3111

電話 (0858) 87-2111

電話(0858)88-0211

電話(0857)82-3162

電話(0857)84-2011 電話(0857)85-0011

電話(0857)26-7402



鳥取県トリピー